

京都地方税機構議会の権限に属する事項中広域連合長の専決処分事項

平成21年12月13日
京都地方税機構議会議決第1号

京都地方税機構議会閉会中に限り京都地方税機構議会の権限に属する事項中次の事項は地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条の規定により、広域連合長において専決処分するものとする。

- 1 国の支出金等の特定財源の範囲内で法令により負担する経費又は広域連合の義務に属する経費に関する1件50万円以下の歳入歳出予算の補正をすること。ただし、新規事業を除くこと。
- 2 年度繰越事業に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- 3 歳入歳出予算をもって定めるものを除き新たに見積価格10万円を超えない義務の負担又は権限の放棄をすること。
- 4 1件50万円以下の維持費を定め又は変更すること。
- 5 予算科目以外に生じた歳入科目の設定をすること。
- 6 予算の範囲内に於て年度開始前に契約の締結をすること。
- 7 予算又は継続年期及び支出方法が定めた範囲内に於て2ヶ年度にわたり義務の負担をすること。
- 8 金額10万円を超えない予算各項の流用をすること。
- 9 地方自治法第243条の2第4項の規定による出納職員等の賠償責任中金額30万円以下の現金の亡失、又は購入価格若しくは時価30万円以下の物品の亡失又はき損した場合の責任を免除すること。
- 10 自動車事故等による損害賠償の額を定めること。